

舞 監 第 43 号
令和 5 年 1 月 5 日

舞鶴市議会議長 鯛 慶一 様

舞鶴市監査委員 川口 孝文

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎
(公印省略)

住民監査請求の要旨について (通知)

舞鶴市職員措置請求書が提出されましたので、地方自治法に基づきその要旨を通知します。

記

- 1 提出日 令和 4 年 12 月 23 日
- 2 請求対象 市外出張について
- 3 請求の要旨

別紙事実証明書のとおり、令和 3 年 7 月 14 日及び 15 日に堤 茂副市長(以下、堤副市長)、山下 美晴観光まちづくり室長(以下、山下室長)、山内 勇輔観光振興課長(以下、山内課長)が横須賀市副市長等面会(協議)、旧軍港市振興協議会事務局長面会(日本遺産に関する情報交換、山内課長の出張復命書によると旧軍港市振興協議会小池事務局長への訪問は中止、元統合幕僚長との面談に変更)、その他訪問に出張している。

令和 3 年 7 月 14 日、堤副市長、山下室長、山内課長の 3 名は JR 横須賀駅からホテルまでの徒歩の場合約 12 分(7/14-15 堤副市長 横須賀市、その他訪問スケジュール備考)の距離をタクシー移動(約 5 分)また、同月 15 日、ホテルから横須賀市役所まで徒歩の場合約 12 分(同スケジュール備考)の距離をタクシー移動(約 3 分)している。

「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」第 5 章表示基準第 10 条「物件の内容・取引条件等に係る表示基準」によると「徒歩による所要時間は、道路距離 80 メートルにつき 1 分間を要するものとして算出した表示すること」と定められている。横須賀での 3 名の上記移動距離は $80(\text{メートル}) \times 12(\text{分}) = 960 \text{メートル} \times 2(\text{回}) = 1,920 \text{メートル}$ となる。

また、厚生労働省 HP「身体活動・運動」によると「長期的には 10 分程度の歩行を 1 日に数回行う程度でも健康上の効果が期待できる」と奨励している。

舞鶴市においても令和 3 年度、健康づくり課が担当課となり「健康づくり推進事業費」

として事業費 282 千円を計上し、ウォーキングの推進に取り組んでいた(舞鶴市 HP 令和 3 年度舞鶴市当初予算 主な事務事業調 No. 65)。

よって令和 3 年 7 月 14 日、15 日の堤副市長、山下室長、山内課長の 3 名のタクシー移動は、厚生労働省の奨励や舞鶴市の政策に反する行動である。

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とあり、予算執行は無駄がないようにしなければならない。

この 2 日間のタクシー移動の合計費用 1,500 円は地方自治法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な」公金支出である。

よって、本件請求者は、舞鶴市監査委員が、堤副市長、山下室長、山内課長に上記費用 1,500 円を舞鶴市へ返還をするよう勧告することを求める。

今回の住民監査請求の対象となる行為があった日から 1 年が経過しているが情報公開で公文書の開示がなされ、本件請求人が対象となる行為の事実を知った年月日が令和 4 年 10 月 20 日であり、その後も他の行政文書の開示請求を行っていることを考慮し、本職員措置請求書を受け付けていただきますようお願いいたします。